

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和2年3月17日

全国健康保険協会大阪支部
支部長 小村 俊一

1 調達内容

(1) 件名

必要什器搬出・運搬・設置及び不用什器等引取処分業務委託

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 履行期限

令和2年5月2日（土）～令和2年5月17日（日）

(4) 履行日

令和2年5月2日（土）～令和2年5月17日（日）の土日祝日

※詳細な日時については、担当者との事前協議により決定するものとする。

廃棄処分を除く一連の業務委託が1日で完了しない場合は、連続する2日間（土日祝）で対応するものとする。

現時点では、令和2年5月16日（土）～17日（日）を予定している。

必要什器搬出・設置及び不用什器等の搬出作業は、午前9時～午後5時の間で実施すること。

(5) 必要什器搬出場所

横浜市保土ヶ谷区

※詳細は、仕様書による

(6) 必要什器等搬入場所及び不用什器等搬出場所

大阪市西区靱本町

※詳細は、仕様書による

(7) 什器等の仕様・数量

※詳細は、仕様書による

(8) 見積方法

必要什器の搬出・搬送・設置及び不用什器等の引取処分・産業廃棄物管理票（マニフェスト）作成等一切の諸経費を含めた金額を産業廃棄物等の運搬・処分価格として見積書に記して提出すること。

ただし、不用物品の中で鉄くず資源ごみとして買取ることができるものがある場合は、当該物品の買取り価格及び対象物を見積書に記載すること。

廃棄物の運搬及び処分業務にかかる価格より廃棄物の中で買取ることができるものがある

場合は当該買取り価格を引いた額を合計見積金額として記載するものとする。

参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 不用什器等の運搬・処分にあたっては、積込み場所・荷下し場所及び処分施設のある場所について、それぞれを管轄する都道府県知事等の許可を受け、産業廃棄物の収集運搬業及び産業廃棄物の処分業が事業範囲に含まれている事業者であること。
なお、不用什器等の運搬・処分に関して、運搬・処分業者へ委託可能とするが、事前に委託者に申請の上、適正な処分がなされるよう、処分についても責任を負うものとする。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (4) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではない者であること。
- (6) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階
全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 今井
電話 06-7711-4310

- (2) 仕様書の交付方法

前記(1)の場所もしくはFAXにて交付する。

土日祝日を除く、午前8時30分より17時00分まで。

- (3) 見積書の提出期限

日時：令和2年4月1日(水) 12時00分

- ① 見積書(別紙2)
- ② 保険料にかかる申立書(別紙3-1)
- ③ 保険料にかかる申立書に添付する領収書(写)若しくは社会保険料納入確認書(写)(別紙3-2・別紙3-3)

- (4) 見積書の提出方法

前記(1)へ郵送または持参するものとする。

※ただし、郵送による提出の場合は書留郵便で送付すること。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本通貨に限る。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。
記載漏れ、押印漏れ及び判断できないものは無効とする。
- (3) 提出した見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 上記2 に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (5) 契約相手方の決定方法
 - ・本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会大阪支部長が判断した者であって、当協会が予定する価格の制限の範囲内で有効な最低価格の見積書を提出した者を契約候補者とする。
 - ・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会大阪支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約候補者を決定する。ただし、見積書を提出した者が直接くじをひくことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 見積結果は当協会支部窓口掲示板に掲示する。
決定業者には別途、電話で連絡することとする。
- (8) 契約書作成の要否 要
契約時には、不用什器等の運搬・処分にかかる都道府県知事等の許可証及び産業廃棄物処分業務に係る確認事項（別紙4）を添付すること。
- (9) 当協会大阪支部は、1、調達内容（8）見積方法により不用物品の全部または一部の買取意向を示した者に対し、動作保障や返品受付は一切しないものとする。